

我が国農業の発展に向けた農業経営の安定化について

我が国農業は、生産資材価格の高騰や農産物価格の下落による農業所得の減少に加え、農業者の高齢化が進行し、耕作放棄地や低利用農地等の拡大により食料自給力が低下するなど危機的な状況にある。

こうした中で、新政権において「農業者戸別所得補償制度」等の新たな所得補償制度の導入が予定されているほか、農林水産物に関する国際交渉の進展も見込まれている。

これらの制度の創設や交渉にあたっては、農業者が将来展望をもって安定的な農業経営を展開でき、我が国農業の持続的な発展を可能とするよう、下記事項に配慮することを求める。

- 1 農業者戸別所得補償制度など、新たに導入される制度については、農業者等地域の意見・要望を十分踏まえるとともに、地方の農業・農村振興に必要な事業が中止または縮小されることがないように、地方と十分に協議し、その実情が適切に反映されたものとする。
- 2 これまで推進してきた担い手や集落営農組織の育成対策の趣旨が今後とも十分に活かされるよう、担い手等の意欲に資する措置を取り込んだものとする。
- 3 WTOやFTA等の国際交渉にあたっては、国内における食料の安全・安定供給、食料自給率の向上、農業・農村の振興を損なうことがないようにすること。

平成21年10月19日

北海道知事 高橋はるみ
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 達増 拓也
秋田県知事 佐竹 敬久

野菜価格安定制度の充実について

国内の野菜産地は、グローバル化に伴う輸入野菜の増加や、就業者の減少・高齢化の進行による労働力不足の顕在化等により、極めて厳しい経営環境下にある。

このような中、我が国の健康な「食生活」を支える野菜産地が、今後も持続的に発展して行けるよう、生産者をはじめ関係機関・団体が一丸となって、生産コストの低減や、高付加価値化等の取組に、鋭意努力しているところである。

しかしながら、野菜は他の品目と比べ価格変動が激しく、市況の低落が経営に多大な影響を及ぼすことから、セーフティネット機能の充実・強化が大きな課題となっている。

このため、現行の野菜価格安定制度について、資金造成額の国費負担割合を拡大するなど、本制度の早急な見直しを求める。

平成21年10月19日

北海道知事 高橋はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

秋田県知事 佐竹 敬久

日本の食を支え、環境を守る農山漁村の基盤づくりの 推進について

北海道・北東北地域は、広大な農地や豊かな森林、多様な水産資源に恵まれ、日本の食料供給基地として重要な役割を果たすとともに、全国に誇る豊かで美しい自然環境や生態系を有する農山漁村を形成している。

これらは農林水産業の持続的な生産活動を通じて維持・保全されてきたが、近年、とりわけ過疎化や高齢化の著しい進行により、それらを守るための労働力や地域力がぜい弱化してきている。

一方、安全・安心な食料の安定供給や、自然等とのふれあいを通じたゆとり・やすらぎ・こころの豊かさの回復、さらには地球規模での環境保全などを求める、多様な国民のニーズが高まってきており、これらに的確に答えていくためには、農林水産業と農山漁村を、国民共有の財産として次世代にしっかりと継承していかなければならない。

そこで、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活空間を「公共財」（国民共有の財産）と位置付け、その基盤づくりを着実に進めるとともに、地域協働の取組によってしっかりと保全し、後世に引き継いでいくことが重要と考える。

については、こうした取組を四道県で広く展開していくため、国に対して、新たな制度の創設や地方財政措置の充実などを求める。

平成21年10月19日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	佐竹 敬久

低炭素社会の構築に向けた森林整備と林業・木材産業の振興について

森林は、国土の保全や水資源のかん養などに大きな役割を果たしており、特に最近では、森林が持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に国民の高い期待が寄せられている。

国では「低炭素社会づくり行動計画」(H20.7)を策定し、温室効果ガス排出量を2050年までに現状から60～80%削減(2005年比)する目標を設定したところである。

また、先の国連気候変動首脳会合(H21.9)においては、温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減(1990年比)する新たな中期目標を表明したところである。

今後、これらの目標達成のためには、従来の間伐等による森林整備に加え、固定された炭素を貯蔵している木材を公共施設や住宅等に積極的に利用していく必要がある。

しかしながら、現下の低迷している木材価格の中では、森林所有者の経営意欲の低下により森林の整備が進まず、景気の減退や住宅着工数の減少に伴う木材需要の減少により、伐採した跡に確実に植林するといった林業のサイクルの定着が一層困難となっている。

このため、国に対し、再造林や間伐等に対する森林所有者の負担軽減や、住宅等の地域材利用に対する助成を行うなど、森林整備から森林資源の利用まで、一貫した森林吸収源対策への支援強化を求める。

平成21年10月19日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	佐竹 敬久

漁業における脱石油や省エネ技術の開発について

漁業は北海道・北東北地域における基幹産業であり、国民への食料供給に大きな役割を果たしている。

一方、漁船用動力機関は、すべてが軽油をはじめとする石油燃料に依存していることに加えて、生産経費に占める燃料費の比率が大きくなっている。しかしながら、代替燃料による漁船用動力機関や省エネ技術の開発が遅れており、昨今の原油価格高騰は漁業経営に大きく影響を与えた。また、地球温暖化などの環境保全の観点から、今後、環境に配慮した産業形態への転換が迫られることも懸念される。

このため、国において機械・電気等他産業と一体となって、燃料電池等石油燃料によらない漁船用動力機関や省エネ技術の実用化に向けた技術開発を行うことを求める。

平成21年10月19日

北海道知事 高橋はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

秋田県知事 佐竹 敬久

地域医療の確保について

国民皆保険のもと、わが国の医療制度は高い保健医療水準を達成し、北海道・北東北地域においても、へき地医療や救急医療等の各種取組が、医療の均てん化に大きく寄与してきた。

しかしながら、北海道・北東北地域の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域の医師不足は一層深刻化し、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にある。

こうした中、国においては、医学部入学定員増等の医師確保対策に取り組むとともに、自治体・医療現場においては、地域医療再生に向けて新たな取組にも着手しているところであるが、地域医療の確保に当たっては、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、地域医療の再生のための総合的な政策の確立、公立病院等（公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等を含む。以下同じ。）への支援及び医師不足の根本的な解消を図るよう、強く求めるものである。

1 地域医療を支える公立病院等への配慮

公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることから、公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、次期診療報酬改定は公立病院等の厳しい経営環境を十分に反映させたものとする。

2 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部における医師養成数増の恒久化

医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により見直された大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

3 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

新医師確保総合対策における医師養成数の増の条件として、都道府県による奨学金の設定が求められたことなどにより、地方において多額の財政負担が長期にわたって生じることから、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を拡充すること。

4 地域における医師確保

病院、診療所の管理者要件や臨床研修後の義務として、へき地医療や周産期医療等への従事経験を付加するなど、地域における医師確保に実効性のある対策を推進すること。

5 特定診療科の医師不足の解消

医師不足が深刻な特定診療科（小児科、産婦人科等）の診療報酬の設定にあたり、一層適切な評価を行うとともに、医師臨床研修における特定診療科の研修のあり方について、今回の制度の見直しによる影響等を検証し、引き続き必要な見直しを行うなど、特定診療科における医師の偏在を解消する方策を早急に講じること。

6 総合医の制度化及び養成

医療の高度化、専門化が進み、地域において総合的な診療能力を備えた医師が不足していることを踏まえ、地域医療を担う総合医の育成に向けて、制度化や養成の仕組みづくり等必要な措置を講じること。

7 勤務医の処遇改善

病院勤務医の離職防止を図り、地域における適切な医療を確保していくため、勤務医の処遇改善に向けた国の指針づくり等を進めるとともに、診療報酬については、病院への重点的な配分がなされるよう見直すこと。

8 女性医師の離職防止や就業支援制度に対する財政支援の拡充

子育て中の女性医師が継続して働くことができるよう夜間及び病児保育等の充実などに要する経費等に対して、更なる支援拡充を行うこと。

9 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算の拡充など、臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

10 医師以外のコメディカルによる医療行為の拡大等

病院勤務医の負担軽減を図るため、医師以外のコメディカルによる実施可能な医療行為の業務範囲の拡大とその条件の明確化についての検討を進めること。

11 臨床研修制度による研修医の適正配置の促進

平成21年度に大幅な改正が行われた臨床研修医制度については、都市部への研修医の集中が速やかに是正され、医師不足が深刻な地域において研修医の数が増加するよう、医師不足地域の実情を十分踏まえて制度を運用すること。

12 医師不足地域における外国人医師の活用

即効性のある医師確保対策として、日本の医師と同等の医療技術をもった外国人医師を医師不足地域で活用できるよう、構造改革特区の創設や規制緩和を検討、実施すること。

平成21年10月19日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	佐竹 敬久

高規格幹線道路等の整備促進と総合的な評価の実施について

広大な面積を有する北海道・北東北地域において、広域ネットワークを形成する道路は、交通アクセスの向上、物流・生活コストの軽減等、地方経済の活性化に必要不可欠である。

しかしながら、地方の高規格幹線道路ネットワークは不連続区間（ミッシングリンク）が存在し、その機能を十分に発揮できない状況にある。

また、安全・安心な地域社会の構築、防災対策や地域の医療対策などの観点から、命を守る道としても整備を進めることが必要である。

このような状況をふまえ、北海道・北東北地域における道路の実情や必要性に十分配慮した総合的な事業評価に基づきながら着実に道路整備が進められるよう、以下の事項について国に求める。

- 1 産業・交流インフラである高規格幹線道路ネットワークの整備を促進し、不連続区間（ミッシングリンク）の解消を図ること。
- 2 救急医療や観光、地域活性化、安全・安心など、地域にもたらされる様々な効果を含めた総合的な事業評価を実施するとともに、事業の必要性を一層適切に評価できる仕組みを早期に具体化すること。
- 3 地方における道路整備のスピードを遅らせることなく着実かつ計画的に整備が進められるよう、道路整備に関する予算を安定的に確保すること。

平成21年10月19日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	佐竹 敬久